

令和6年度第2回空き家等対策部会 議事要旨

WEB 開催 (R7.2.6 13:30~15:25)

【1 開 会】

- ・ 司会：事務局（宮城県土木部住宅課）

【2 議 題】

1) 宮城県の取組状況について

説明：宮城県土木部住宅課

以下の内容を説明。質疑は特になし。

○令和6年度の取組について

- ・ みやぎ空き家ガイドブック更新版を令和6年10月に増刷した。
- ・ ガイドブックを活用したみやぎ出前講座の実績は今年度8件。
- ・ 市町村の空き家担当職員を対象とした地域ワーキングを4つの会場で開催した。

○令和7年度事業計画について

- ・ 令和7年度事業計画の現時点での事務局案※について説明した。

※今後、変更の可能性あり。

○その他

- ・ 県内21の市町村で空家等対策計画を策定している。
- ・ 空家等管理活用支援法人の県内での指定事例は0件。

2) 栗原市の取組紹介

説明：栗原市 建設部 都市計画課

以下の内容を説明。

○特定空家等の行政代執行について

- ・ 特定空家等は店舗兼住宅及び物置で、小学校が近く、付近の道路が通学路になっている。
- ・ 令和4年に特定空家等に認定、令和6年7月に行政代執行に着手、同年10月に完了した。

3) 国土交通省から情報提供

説明：国土交通省 東北地方整備局

以下の内容を説明。

○空き家対策に関する最近の動向について

- ・ 空家等管理活用支援法人について、東北では3団体が指定を受けている。
- ・ 空家等活用促進区域について、千葉県鎌ヶ谷市では中心市街地活性化区域を基に、茨城県桜川市では伝統的建築物群保存地区を基に区域を設定している。

4) 宮城県司法書士会から情報提供

説明：宮城県司法書士会

以下の内容を説明。

○民法が定める財産管理制度の概要について

- ・所有者不明土地等の発生予防と利用円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直した。東日本大震災で未登記の物件が多いことが明らかになり、復興の妨げとなった。令和6年4月から相続登記等の申請が義務化された。
- ・不在者財産管理制度は、不在者の代わりに、帰ってくるまで財産を管理する制度であり、いつまで管理するのかが決まっていない。
- ・相続財産管理制度は、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産の管理人を選任し、清算を行う制度で、空家法に基づき市町村長が申立人となることができる。
- ・法改正により、「人」ではなく「物」に着目した制度として、所有者不明土地・建物管理制度と管理不全土地・建物管理制度が新たに設けられた。
- ・管理不全土地・建物管理制度の申立人は、被害を受けている者のほか、倒壊のおそれが生じている隣地所有者もなることができる。
- ・管理不全は所有者不明と異なり、対象財産の処分行為には所有者の同意が必要。

5) 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会から情報提供

説明：公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 事務局

以下の内容を説明。

○住まいの終活セミナーについて

- ・空き家の相続や空家法、売却のことなど幅広く説明している。

【3 閉 会】